

岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定により行った定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年8月27日

岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員
同

小 畑 真
根 水 康 博



第1 監査の対象及び監査実施年月日

令和8年7月27日、岩手県後期高齢者医療広域連合事務局を定期監査の対象として監査を実施した。

第2 監査の範囲

令和7年度の財務に関する事務の執行

第3 監査の方法

令和8年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、財務に関する事務の執行が、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかに主眼をおき、職員による予備監査、委員による監査を実施した。

第4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づき、概ね良好と認められた。